

て天朝に入貢せしむ。本爵、咨もて貴司より兩院に転詳するを請うを経て、起送して入京せしめ、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事梁國琬等を遣わし、海船一隻に坐駕せしめ、前みて閩省に詣りて恭しく皇上の勅書併びに欽賜の物件を迎え、及た京より回る使臣の向翼・毛景昌・阮廷宝は閩に在るの存留通事陳天龍等と与に帰国せしめんとす。仍お祈るらくは、督撫兩院に転詳し、皇仁の遠人を懐柔するの至意を仰体せられんことを。來船の員件を將て例に照らして館駅に安頓し、貢使の京より回るを俟ちて均しく原船に坐駕せしめ、來年の中秋前後に于て遣発し返棹するを准されんことを希う。相い応に咨達すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは察照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆四十六年（一七八一）十一月十五日

2-67-04

琉球国中山王尚穆より福建布政使司あて、乾隆四十六年分の正朔を受領し臣民へ頒布した旨の咨覆

（乾隆四十六《一七八一》、十一、十五）

琉球国中山王尚（穆）、正朔を頒告する事の為にす。

貴司の咨を准けたるに称すらく、欽んで惟うに、我が皇上、四海を奄有し、万方を統御す。道德は春と同じく勲華を寰宇に徧くし、地天は咸な泰んじ声教を遐邦に訖ぼす。国祚は卜するに万年を以てし、紀載は百世に綿なる。欽んで天紀を承け、敬んで人時を授く。

本司、聖主の柔遠の慈懷を仰体し、遙かに天朝一統の正朔を頒かつ。欽天監の頒發せる時憲書式の前來するを案准し、随いで照磨官に委して督造せしめ告竣す。相い応に例に照らして文を備えて頒送すべし。此れが為に貴国王に備咨す。希わくは、頒到せる大清乾隆四十六年分の時憲書を將て欽遵して凜んで受け、臣民に頒布し、共に聖朝数理の淵深を窺い、東海疆隅の時刻を占するを得られんことを。仍お祈るらくは、收領せる縁由を將て咨覆して施行せんことを、等の因ありて国に到る。此れを准けたり。

随いで頒賜せる時憲書を將て臣民に頒布し、永く一王の正朔に遵い、共に聖寿を無疆に祝る。合に就ちに咨覆すべし。此れが為に貴司に移咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆四十六年（一七八一）十一月十五日

注*本文書は「六六〇六」の咨覆である。

2-67-05

琉球国中山王尚穆より福建布政使司あて、病故した進貢副使蔡煥への処遇に関する咨文を受領し、恤賞致祭を感謝する旨の咨覆（乾隆四十六《一七八一》、十一、十五）

琉球国中山王尚（穆）、祭文を頒発する事の為にす。

乾隆四十六年三月二十日、貴司の咨を准けたるに開すらく、乾隆四十五年十一月十一日、巡撫部院富（綱）の憲案を奉けたるに、乾隆四十五年十一月初五日、礼部の咨を准けたり。

祠祭司案呈す。先に本部の題准するを経て、琉球国の貢使正議大夫蔡煥は閩に在りて病故したれば、所在の布政司をして祭品を備辦せしめ、員に委して祭を致さしめ、並びに原題を抄録して該撫に知照して案に在り。

今、内閣、祭文を將て交出し部に到るを准けたれば、抄録して存案するを除くの外、相い応に原の祭文一道を將て福建巡撫に頒発し、該布政司に転飭して敬謹に謄写し、員に委して祭を致さし

め、並びに祭りたる日期を將て咨もて本部に報じて查核せしむれば可なるべし。計、原の祭文一道あり、等の因ありて本部院に到る。此れを准けたり。

擬して合に就ちに行うべし。案を備えて司に行れば、來咨の事理を查照し、即ちに発り來たれる祭文を將て敬謹に謄写し、例に照らして祭品を備辦し、員に委して詳明して祭を致さしめよ。並びに祭りたる日期を將て、動用せる銀款の数目と同一冊を造りて詳咨せよ。違う母かれ、等の因あり。計、発りたる祭文一道あり。謄写の後、仍お繳せ、とあり。此れを奉けたり。

又、前事の為にす。

乾隆四十五年十一月二十九日、撫部院の批を奉けたる前司の詳あり。

查し得たるに、琉球国の進貢副使正議大夫蔡煥、閩に在りて病故したれば、先に経に詳もて題報するを請い、部覆を奉准したるに、例に照らして棺価銀二十兩を給与し、並びに内閣より撰擬せる祭文を將て司に発りて祭品を備辦せしめ、員に委して文を読み祭を致さしむること一次とす、等の因あり。

本司、案查したるに、乾隆四十年、該国の副使正議大夫蔡懿は閩に在りて病故したれば、部議を遵照し、棺価銀二十兩を給与す。並びに閩侯二県の実を核べ、銀一十六兩一錢を給するを請うに抛り、祭品を備辦せしめ、詳もて督糧道に委して祭を致さしめ、需むる所の祭品は均しく宴賞銀兩を動かし、事竣れば冊を造